

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則
二及び三 削除
一 (略)

二 (略)
三 第百七十八条中組織的犯罪処罰法別表第二第二号の改正規定（「第一百九十八条第十八号（内部者取引）又は「を削る部分を除く。」の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日又は施行のいずれか遅い日

後である場合における施行日から同法の施行日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表第四十九号の規定の適用については、同号中「金融先物取引法」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第二百十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による廃止前の金融先物取引法」とする。

附 則
(同上)

別表第二第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「第一百九十八条第十八号（内部者取引）又は「を削り、同号を同表第五号とし、同号の次に次の三号を加える。
六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百二十九条の二の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪
七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一年号）第一百十二条の三（損失補てんに係る利益の収受等）の罪
八 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十一年号）第十条の二の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪
九 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和四十年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪
十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第九十九条の六第一号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪
（組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置）
第一百七十九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行の日が施行日